

リーベルネットワーク会議設置要綱

○リーベルネットワーク会議設置要綱

平成24年9月25日

決裁

改正 平成25年3月26日決裁

(設置)

第1条 八女地区障害者等自立支援協議会設置要綱（平成23年2月22日決裁。以下「設置要綱」という。）第8条に規定する部会としてリーベルネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(事務局等)

第2条 会議の事務局は、八女市市民福祉部福祉課、広川町健康福祉課及び八女地区障害者等相談支援センター「リーベル」（以下「リーベル」という。）で構成する。

2 会議の事務局に事務局長を置き、事務局を構成する団体から選出する。

3 事務局長は、会議を代表し、会務を総理する。

(所掌事務)

第3条 会議は、八女地区障害者等自立支援協議会（以下「協議会」という。）と連携し、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) リーベルの運営に関すること。
- (2) 地域の障害者支援事業の課題に関すること。
- (3) 困難事例対応における方法等の協議に関すること。
- (4) 関係機関による連携の推進及び情報共有に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(参加団体等)

第4条 会議は、次に掲げる団体及び個人（以下「団体等」という。）のうち会議への参加を希望するもので構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 雇用関係機関
- (4) 教育関係機関

リーベルネットワーク会議設置要綱

- (5) 障害者関係団体の代表者等
 - (6) 障害福祉サービス事業者
 - (7) 県保健福祉環境事務所
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める関係機関等
- (参加申請等)

第5条 前条の団体等は、設置要綱第5条に基づく八女地区障害者等自立支援協議会会長（以下「会長」という。）にリーベルネットワーク会議参加申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項により提出を受けた会長は、その内容を確認し、会議への参加を決定した場合は、設置要綱第3条に規定する委員（以下「委員」という。）に周知を行い、リーベルネットワーク会議参加決定通知書（様式第2号）により団体等に通知する。

(内容の変更等)

第6条 前条第2項により参加を認められた団体等（以下「参加者」という。）が、その参加状況の内容を変更する場合は、会長にリーベルネットワーク会議参加状況変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 前条第2項により参加を認められた団体等が、会議への参加を辞退する場合は、会長にリーベルネットワーク会議参加辞退届（様式第4号）を提出しなければならない。

- 3 前2項の申請を受けた会長は、委員にその内容の周知を行い、リーベルネットワーク会議参加状況変更決定通知書（様式第5号）及びリーベルネットワーク会議参加辞退決定通知書（様式第6号）により団体等に通知する。

(参加の取消し等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する団体等の参加を取り消すことができる。

- (1) 団体等の役員又はその事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものがあるとき。
- (2) 団体等の役員等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行

リーベルネットワーク会議設置要綱

を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものがあるとき。

(3) 団体等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27及び児童福祉法第24条の34の規定により報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 団体等又はその従業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の27及び児童福祉法第24条の34の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 団体等が障害福祉サービス事業等の指定を受けている場合において、当該指定が取り消されたとき又はその指定の全部又は一部の効力が停止されたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、団体等が、社会通念上不適切な不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 会長は、前項各号により参加を取り消す場合には、委員にその内容の周知を行い、リーベルネットワーク会議参加取消し通知書（様式第7号）を団体等に通知する。

（平25.3.26・一部改正）

（参加団体等名簿）

第8条 事務局は、第5条から第7条までの規定による決定内容をリーベルネットワーク会議参加団体等名簿（様式第8号）により管理する。

（報酬）

第9条 会議の参加者の報酬は、無報酬とする。

（会議の招集等）

第10条 会議は、事務局長が招集する。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、会議に参加者以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（分科会）

リーベルネットワーク会議設置要綱

第11条 会議に、必要に応じて分科会を置くことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、八女地区障害者等自立支援協議会及び会議事務局が協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第1号(第5条関係)

リーベルネットワーク会議参加申請書

年 月 日

八女地区障害者等自立支援協議会会長

申請者

住 所

団 体 名

(代表者) 氏名

印

リーベルネットワーク会議に参加したく、下記のとおり申請します。

記

団 体 名	
住 所	
連 絡 先 (電話番号)	
参加者氏名	
団体での役職名等	
団体該当区分	1 相談支援事業者 2 保健・医療関係機関 3 雇用関係機関 4 教育関係機関 5 障害者関係団体の代表者等 6 障害福祉サービス事業者 7 県保健福祉環境事務所 8 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める関係機関等 ※団体の該当する区分の番号に○を記入してください。

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第2号(第5条関係)

リーベルネットワーク会議参加決定通知書

年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

(代表者) 氏名 _____ 様

八女地区障害者等自立支援協議会
会 長

年 月 日に参加申請された内容について、下記のとおり決定しますので通知します。

記

団 体 名	
住 所	
連 絡 先 (電話番号)	
参加者氏名	
団体での役職名等	
団体該当区分	1 相談支援事業者 2 保健・医療関係機関 3 雇用関係機関 4 教育関係機関 5 障害者関係団体の代表者等 6 障害福祉サービス事業者 7 県保健福祉環境事務所 8 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める関係機関等

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第3号(第6条関係)

リーベルネットワーク会議参加状況変更申請書

年 月 日

八女地区障害者等自立支援協議会会長

申請者

住 所

団 体 名

(代表者) 氏名

印

年 月 日に決定された内容について変更が生じたので、下記のとおり申請します。

記

	変更前	変更後
団体名		
住 所		
連絡先 (電話番号)		
参加者 氏 名		
団体での 役職名等		
団 体 該当区分		

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第4号(第6条関係)

リーベルネットワーク会議参加辞退届

年 月 日

八女地区障害者等自立支援協議会会長

届出者

住 所 _____

団 体 名 _____

(代表者) 氏名 _____ 印

年 月 日をもってリーベルネットワーク会議への参加を辞退いたしますので、届け出ます。

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第5号(第6条関係)

リーベルネットワーク会議参加状況変更決定通知書

年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

(代表者) 氏名 _____ 様

八女地区障害者等自立支援協議会
会 長

年 月 日に変更申請された内容について、下記のとおり決定しますので通知します。

記

	変更前	変更後
団体名		
住 所		
連絡先 (電話番号)		
参加者 氏 名		
団体での 役職名等		
団 体 該当区分		

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第6号(第6条関係)

リーベルネットワーク会議辞退決定通知書

年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

(代表者) 氏名 _____ 様

八女地区障害者等自立支援協議会
会 長

貴職につきまして 年 月 日をもってリーベルネットワーク会議
への参加辞退を決定しましたので通知します。

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第7号(第7条関係)

リーベルネットワーク会議参加取消し通知書

年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

(代表者) 氏名 _____ 様

八女地区障害者等自立支援協議会
会 長

貴職につきましては、以下の理由により 年 月 日をもってリーベルネットワーク会議への参加を取り消しますので通知します。

参加取消し理由	リーベルネットワーク会議設置要綱 第7条第 号該当のため
---------	---------------------------------

リーベルネットワーク会議設置要綱

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）